# 建築士事務所登録受付システム 操作説明書 新規登録申請 (事務所側)

# 公益社団法人千葉県建築士事務所協会

Ver5.0 R6.11.30 R7.4.1



- 本書は、建築士事務所登録受付システム(以下「本システム」)の操作説明書です。
- 各種 OS、ブラウザ等の違い、今後の使い勝手の改善等により、実際の画面と異なる表示 となることがあります。
- 本操作説明書は千葉県知事の登録を受ける場合における操作説明書になります。千葉県 知事による登録を受ける場合は、本操作説明書をもとに申請していただく必要があります。

### 利用規約

- 本システムは、千葉県指定事務所登録機関である公益社団法人千葉県建築士事務所協会 (以下「当機関」)に対して、インターネット回線を利用したオンラインにて建築士事務 所の新規登録申請ができる仕組みです。
- 本システムの利用にはメールアドレスが必須となります。当機関からもメール送信を行いますので、no-reply@icba-kenjitouroku.jpからのメールが迷惑メールに振り分けられないよう、必ず受信可能な設定にしてください。当機関は、メールを受信できないことにより発生したいかなる損害・損失について、一切の責任を負いません。
- 当機関は、本システムのユーザー(管理者及び利用者)が本システムの利用によって生じた不具合について、いかなる責任も負いません。また、直接・間接的な理由を問わず、本システムを利用したことにより発生したいかなる損害・損失について、一切の責任を負いません。
- 本システムは、予告なしに内容の追加・変更・削除・利用停止を行うことがあります。
   このことにより発生したいかなる損害・損失についても、一切の責任を負いません。
- 本利用規約は、予告なく変更することがあります。
- 本システムは、一般財団法人建築行政情報センターによりサービス提供されています。

# 目次

1	はじめに	4
	1.1 本システムについて	4
	1.2 建築士事務所登録について	4
	1.3 動作環境	4
	1.4 システム入力についての注意事項	4
2	システムを利用した申請の流れについて	5
3	システムを初めて利用するにあたって	6
	3.1 新規利用者登録を行う	6
4	トップページについて	.10
	4.1トップページでできること	10
5	事務所新規登録について	.12
!	5.1 新規登録申請の必要書類等	12
!	5.3「登録事務所情報」の入力	14
	5.4「申請者情報」の入力	15
	5.5「法人の役員」の入力(CSV データの取り込み)	17
!	5.6「管理建築士」の入力	19
	5.7「所属建築士」の入力(CSV データの取り込み)	.20
	5.8「提出書類」のアップロード	.23
ļ	5.9 申請後の内容確認、修正等について	.24
	5.10 補正依頼・質疑応答について	.24
	5.11 確認メールの自動送信	.24
ļ	5.12 副本のダウンロード	.24
6	新規登録申請のステータスについて	.25
7	補正依頼・ <mark>質疑応答機能について</mark>	.26
8	マイページについて	.27
9	基本情報設定について	.28
0	9.1 「基本情報設定」の変更と「利用者」の追加について	.28
10	) 「管理者」と「利用者」について	. 31
11	ログアウトについて	.32
12	2 申請のデータ保存期間について	.32
13	3 紙/電子書類についての補足	.33
	13.1 紙書類/Word/Excel ファイルを PDF 化する方法	.33
	13.2 フォルダを ZIP 化する	.33
14	↓ 外字等への対応について	.34
	14.1 外字等を記載した書類の提出方法	.34
	14.2 外字等記載用の様式	.35

### 1 はじめに

### 1.1 本システムについて

本システムでは、建築士事務所の新規登録申請について、インターネット回線を利用したオンラインにて行うことができます。

インターネット回線上のデータはSSL通信にて暗号化しており、情報漏洩等を防止しています。

本システムを利用して、オンラインで登録申請をするには、利用者登録が必要となります。

### 1.2 建築士事務所登録について

 一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等
 (※)を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築 士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならないとされております。

(※)設計等とは、次の業務を言います。

①建築物の設計 ②建築物の工事監理 ③建築工事契約に関する事務 ④建築工事の指導監督

⑤建築物に関する調査又は鑑定 ⑥建築に関する法令又は条例に基づく手続きの代理

本操作説明書は千葉県知事の登録を受ける場合における操作説明書になりますので、本操作説明書をもとに各申請・ 届出等をしてください。

### 1.3 動作環境

本システムは、以下の環境にてご利用が可能です。

- ▶ ブラウザ : Edge、Chrome、Firefox (それぞれ最新バージョン)
- ▶ インターネット及び電子メールを利用できる環境

### 1.4 システム入力についての注意事項

本システムでは、全ての編集(ファイルのアップロードや削除、テキストの入力、修正、削除)は「次へ」や「更 新」のような画面遷移を実施した際に、その内容を確定し保存。

その為、作業途中でブラウザバックなどした場合、作業していた内容は破棄されますのでご注意ください。

# 2 システムを利用した申請の流れについて

本システムを利用した際の、申請の流れ(フロー)は以下のとおりです。



申請時、質疑応答は随時可能



# 3 システムを初めて利用するにあたって

### 3.1 新規利用者登録を行う

本システムを初めて利用する際には、利用者登録を行う必要があります。最初に利用者登録をして作成したアカウントが、 システムを管理する方のアカウント(管理者アカウント)として、当機関からの連絡窓口となります(登録した情報は、後か ら変更することが可能です)。

管理者アカウントでシステムのログイン後、管理者は新規登録申請ができる「利用者」を追加登録することができます。追 加できる人数に制限はありません。

※「利用者」の追加方法については「<u>9.1「基本情報設定」の変更と「利用者」の追加について</u>」を参照願います。「管理者」 と「利用者」についての詳細は「<u>10「管理者」と「利用者」について</u>」を参照願います。

### )以下の URL に接続。

Ctrlキーを押しながらクリック https://icba-kenjitouroku.jp/

### ▶ 本システムのログイン画面が表示されます。

建築士事務所登録受付システム	
ログイン	
メールアドレスとパスワードを入力ください。	
メールアドレス	
sato.taro@icba-kenjitouroku.jp	
パスワード パスワードを忘れた方はこちら	
······ ©	
ログイン状態を保持する	
ログイン	
初めてシステムをご利用の事務所は以下よりアカウントを作成してください。	「初めてご利用の建築士事務所はこ
初めてご利用の建築士事務所はこちら(アカウント作成) 🔷 🔷	ちら(アカウント作成)」を
行政書士による本システムの操作について 行政書士の資格を持たない者のアカウント登録・代理業務の遂行は、行政書士法に抵触 する恐れがあります。必ず行政書士の資格を持った方が操作を行って下さい。 ●代理設定操作説明書(行政書士側)は こちら (PDF)	クリックします。

このログイン画面をお気に入りバーやお気に入りに登録しておくと便利です。







全ての項目を入力後、画面下の「新規利用者登録(アカ ウント作成)」ボタンをクリックすると、右図のような入 力項目確認画面が表示されます。必ず確認の上、問題 が無ければ「利用者登録」をクリックします。

※メールアドレスのスペルミスにより、登録確認メール が届かないケースが多発しております。また、登録都道 府県は登録後修正不可の項目のため、必ず確認をお願 いいたします。

メール確認画面が表示されます。登録の際入力した メールアドレス宛にメールが受信されているかご確 認ください。



#### 建築士事務所登録受付システム

アカウント登録はまだ完了しておりません。 入力された「メールアドレス」は、確認されておりません。 確認メールが聞かない場合、またはメールが聞いてから24時間を超えた場合は ここをクリックしてメールを再送します。 確認メールに記載されたURLをクリックして容録を完了してください。

他のアカウントでのログインは こちら

### ▶ ご登録のメールアドレス宛に自動送信された「確認メール」を開きます。

確認メールは、上記「新規利用者登録(アカウント作成)」 ボタンをクリック後、数分以内に届きます。 15 分程度経ってもお手元に確認メールが届かない場合 は、メールアドレスが間違って入力された可能性があり ます。メールアドレスの入力画面に戻ることはできませ ん。この場合、お手数ですが再度アカウント作成を行って ください。

確認メールは、右のような形になります(サンプル)。

内容をご確認の上、メール中央の

「利用規約に同意して利用を開始する」をクリック。

次ページのログイン画面に飛びます。

#### 建築士事務所登録受付システム

0000様

このたびは、 【建築土事務所登録受付システム 】に利用者登録いただきありがとうご ざいます。

\_\_\_\_\_

#### ■利用規約■

●本システムの利用にはメールアドレスが必須となります。当機関からもメール送信 を行いますので、info@icba-kenjitourokujpからのメールが迷惑メールに振り分けら れないよう、必ず受信可能な設定にしてください。当機関は、メールを受信できない ことにより発生したいかなる損害・損失について、一切の責任を負いません。

●当機関は、本システムのユーザー(管理者及び利用者)が本システムの利用によって生じた不具合について、いかなる責任も負いません。また、直接・間接的な理由を問わず、本システムを利用したことにより発生したいかなる損害・損失について、一切の責任を負いません。

●本システムは、予告なしに内容の追加・変更・削除・利用停止を行うことがあります。このことにより発生したいかなる損害・損失についても、一切の責任を負いません。

●本システムは、一般財団法人建築行政情報センターによりサービス提供されています。

【建築士事務所登録受付システム】の利用を開始するには、以下のボタンをクリック してください。

<sup>\*</sup>タリック後の画面より、【建築士事務所登録受付システム 】の利用が可能となりま す。<sup>\*\*</sup>\*\*\*

利用規約に同意して利用を開始する

ボタンをクリックできない方は以下のリンクをブラウザーに貼り付けてください。

https://www.icba-kenjitouroku.jp/email/verify

/1264/f2dff636b09f148865e5d985f62902c4ebbc8705?expires=1649382113& signature=94d8101af69dc635307afd1a29edbd4fa361377177a12b7b8d8960d0e0faadf9

このメールに心当たりがない場合には、誠に恐れ入りますがこのメールの削除をお願 いいたします。

このメールは、【建築土事務所登録受付システム】より自動送信しています。 こちらのメールに返信しても、受付窓口には通知されません。 ご不明な点がございましたら、各部道府県の建築土事務所登録等申請受付窓口までお問い合わせ ください。 ▶ ログイン画面に、登録したメールアドレス、パスワードを入力してログイン。

建築士事務所登録受付システム	「パスワードを忘れた方はこちら」をク リックし、登録メールアドレスを入力す
ログイン	ることで、登録メールアドレス宛にパス
メールアドレスとパスワードを入力ください。	ワード再設定 URL を送信します。そのメ
メールアドレス	ールに記載の内容に従ってパスワードを
sato.taro@icba-kenjitouroku.jp	再設定することができます。
パスワード パスワードを忘れた方はこちら	
······ ©€,	
□ ログイン状態を保持する	パスワードを表示したい場合には、入
ログイン	力欄右端の「目」印をクリック
	することで、表示が可能です。
初めてシステムをご利用の事務所は以下よりアカウントを作成してください。	
初めてご利用の建築工争務所はごちら(アカワント作成)	
行政書士による本システムの操作について 行政書士の資格を持たない者のアカウント登録・代理業務の遂行は、行政書士法に抵触 する恐れがあります。必ず行政書士の資格を持った方が操作を行って下さい。 ●代理設定操作説明書(行政書士側)は こちら (PDF)	

" □ ログイン状態を保持する"にチェックをしXで閉じると、次回 <u>https://icba-kenjitouroku.jp/</u>から入った ときにこのログイン画面でなく次ページ(P10)のトップページが表示されます。社内の別のアカウントの人も使用する場 合、ログイン画面が出ませんのでトップページ④のログアウトよりログアウトをして下さい。 本システムは、最後のアクセスから30分間操作をしないと、自動的にログアウトとなります。 お気に入りバーのダブの「×」で画面を閉じた場合も、一定時間で自動的にログアウトとなります。

### ▶システムを利用した新規登録申請を行う前に。

<u>新規登録申請を行う前に、</u>「5.1 新規登録申請の必要書類」及び、当協会のホームページより「建築士事務所登録申 請等の作成の手引き」をご覧いただき、必要な書類の確認と準備(紙書類のPDF化等を含む)を行って下さい。 業務概要書、略歴書、誓約書の様式は、ホームページより各ファイルをダウンロードしてください。また、紙書類の PDF 化等に関しては、「13 <u>紙/電子書類についての補足</u>」にも手順を記載しています。ご参照ください。 副本の返却について

登録後、申請書副本の原本(A4版)に証印を押印しお送り致しますので、返却用封筒(切手貼付、返却先明記)をお送り下さい。 郵送後に押印済副本の PDF をアップロードしステータスを登録済に変更いたします。

ステータスが「登録済」とされた時点で画面上に「交付書類」というタブが生成され、1.副本(本システムにて入力された申 請書)と 2.副本 (押印済み副本)貴事務所名の PDF がダウンロードできるようになります。

#### P24 5.12 副本のダウンロード参照

#### ▶ 複数の都道府県に新規登録申請を行う場合について。

ご登録のメールアドレス1つにつき、新規登録申請をしようとする建築士事務所は1つまでです。本システムへの入力内容 を他の都道府県に対する新規登録申請に流用したり、1つのアカウント(メールアドレス)で複数の都道府県に新規登録申 請を提出したりすることはできません。複数の都道府県に新規登録申請を行う場合は、お手数ですが、都道府県ごとに新 規利用者登録を行ってください。

# 4 トップページについて

### 4.1 トップページでできること

トップページはログイン後に表示されます。

トップページは、大きく分けて左側のメニュー欄と右側の多くを占めるインフォメーション表示欄に分かれます。

- メニュー欄より、新規登録申請を行うことができます。
- インフォメーション欄に表示される内容は以下のとおりです。
  - ▶ 登録機関からの新着メッセージ(新規の補正依頼・質疑又は回答)が届いていること
  - システムからのお知らせ
  - ▶ 建築士事務所の新規登録申請に利用できる「法人の役員」及び「所属建築士」の一括登録用 CSV ファイルの仕様説明資料とフォーマット CSV
  - ▶ システム操作に関するよくある質問と回答(ファイルダウンロード)



- ① 事務所新規登録 : 建築士事務所の新規登録申請を行う際に、こちらをクリック。
- ② マイページ : ご自身の登録情報を変更する際に、こちらをクリック。
- ③ 基本情報設定: 事務所の登録情報(登録都道府県を除く情報)を変更することが可能です。
   (※但し、修正が可能なのは管理者のみとなります)

管理者は、ここから「利用者」の追加・削除等の管理をすることが可能です。

④ **ログアウト**:本システムからログアウトします。

8ページの"自動送信された「確認メール」"の"利用規約に同意して利用を開始する"から入った後 閉じるときは9ページに記述したように一度ログアウトし、次回からは <u>https://icba-kenjitouroku.jp/</u> からのログイン画面から入ってください。

ログイン画面をお気に入りバーやお気に入りに追加しておくと便利です。

<ul> <li>ログイン - 建築士事務所登録受付シ、× +</li> </ul>	- 🗆	×	
← C 🙃 🗄 https://www.icba-kenj 🖉 ★	ć= 💽 ···	<b>Ø</b>	
🕀 公益社団法、千葉 🔣 ホーム - 建築士事務 🔍	>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(CX)	ホ−ム‐建築士事務…
		<u>.</u>	
▶ ログイン画面に、登録したメールアドレス	え、バスワード	「を入力して	ログインします。
建築士事務所登録受付システ	ምዋ	「パコ ら」 ?	スワードを忘れた方はこち をクリックし、登録メールア
ログイン メールアドレスとパスワードを入力ください。			くを入力することで、豆蘇メ アドレス宛にパスワード再設
メールアドレス	-*************************************	, 定 UF に記載	RL を送信します。そのメール 載の内容に従ってパスワード
sato.taro@icba-kenjitouroku.jp	<b>*</b> ******	を再調	没定することができます。
パスワード パスワー	ドを忘れた方はこちら		
	0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	フードを表示したい場合には、
□ ログイン状態を保持する		人力を	喇石端の「日」印をクリック □とで 表示が可能です
ログイン		930	
初めてシステムをご利用の事務所は以下よりアカウントを作	減してください。 ト <i>4</i> 557)		
1000 じこれ用の定衆工争奏用はこうう いりパンノ	INTFAG		
行政書士による本システムの操作について 行政書士の資格を持たない者のアカウント登録・代理業務の遂行は する恐れがあります。必ず行政書士の資格を持った方が操作を行っ ●代理設定操作説明書(行政書士側)は こちら (PDF)	、行政書士法に抵触 て下さい。		

# 5 事務所新規登録について

### 5.1 新規登録申請の必要書類等

#### (1)登録申請者(開設者)が法人の場合

申請書類等のうち、下表①23については本システムにより入力いただきます。④~⑥については <u>ホームページよりダウンロードした様式</u>に必要事項を記入したものを、<u>⑦⑧⑬についてはSCANしそれぞれPDF</u> <u>ファイルとしアップロード</u>して下さい。それ以外の書類は、各自ご用意いただき、 <u>PDF化し1つのZIPファイルにまとめた上</u>でアップロードしてください。

各々のファイル名は下表に従ってください。

「ホームページの建築士事務所登録申請書等の作成の手引き5頁」を参照のうえご用意下さい。

		提出書類	摘要	提出方法・ファイル名
	1)3	建築士事務所登録申請書		本システムにより入力
	27.	所属建築士名簿		(システム内に自動生成、エ
	31	2員名簿		クセル等不要)
	<b>4</b>	各歴書(登録申請者)	登録申請者が管理建築士を	1_略歴書(登録申請者).pdf
	<u>5</u> #	各歴書(管理建築士)	兼ねる場合も別々に	2_略歴書(管理建築士).pdf
	6ª	誓約書(登録申請者)		3_誓約書(登録申請者).pdf
	(7)a	2款の写し	現行定款に相違ない旨、記	5_定款.pdf
			名、記入日を記載する	
申	<b>新</b> 图	商業登記事項証明書(履歴事項	発行日から3か月以内	6_登記事項証明書.pdf
請	全音	駆明書)の写し	インターネット登記情報サー	
書			ビスは不可	
類	<b>9</b>	等務概要書	新規の為実績なしと記入	
•	104	事務所の賃貸借契約書の写し	建築士事務所の所在地(本	
添			店・支店)が⑧に記載されて	
付			いる場合は不要	
書		や算期の確認資料の写し	定款の写しに記載有れば不	その他書類.zip
類			用	9~121415
	125	登録手数料の振込明細票等	入金が確認できる書類	(提出書類ごとに PDF ファ
		<ol> <li>③管理建築士講習修了証の</li> </ol>	4_管理建築士講習修了	イルを作成し、1つのZIPフ
	管	写し	証.pdf	ァイルにまとめてくださ
	理	⑭建築士免許証(建築士免許	構造設計または設備設計一	い。各 PDF ファイルのファ
	建	証明書)の写し	級建築士の場合も同様	イル名は提出書類欄にある
	築	15 専任証明書	「ホームページの事務所登	通りとしてください。)
	±		録申請書等の <u>作成の手引き」</u>	
			参照	

建築士事務所の名称又は開設者氏名に外字等が含まれる場合は、外字等に関する書類を提出する必要があります。 「<u>15 外字等への対応について</u>」をご参照ください。 (2) 個人申請(登録申請者が個人)の場合

必要書類等のうち、①②については本システムにより入力いただきます。③④⑤については<u>ホームページよりダウン</u> <u>ロードした様式</u>に必要事項を記入したものを、<u>⑩についてはSCAN</u>して<u>それぞれPDFファイルとしアップロード</u> して下さい。それ以外の書類は、各自ご用意いただき、<u>PDF化し1つのZIPファイルにまとめ</u>てアップロードし てください。

各々のファイル名は下表に従ってください。

「ホームページの建築士事務所登録申請書等の作成の手引き5頁」を参照のうえご用意下さい。

		提出書類	摘要	提出方法・ファイル名
	1)2	建築士事務所登録申請書		本システムにより入力
	27	所属建築士名簿		自動生成(エクセル等不要)
	38	各歴書(登録申請者)	登録申請者が管理建築士を	1_略歴書(登録申請者).pdf
	<b>4</b>	各歴書(管理建築士)	兼ねる場合も別々に	2_略歴書(管理建築士).pdf
	5書	<b>誓約書(登録申請者)</b>		3_誓約書(登録申請者).pdf
申	<b>6</b> ‡	美務概要書	新規の為実績なしと記入	
請	⑦ <b>F</b>	<b>記者の住所のわかるもの</b>	運転免許証等又は住民票の	その他書類.zip
書			写し(公営公団住宅は不可)	6789112
類	⑧事	事務所の賃貸借契約書の写し	⑦と同じ場合は不要	(提出書類ごとに PDF ファ
•			異なる場合は申請者が使用	イルを作成し、1 つの ZIP フ
添			出来る物の証明として必要	ァイルにまとめてくださ
付	9ž	登録手数料の振込明細票等	入金が確認できる書類	い。各 PDF ファイルのファイ
書		⑩管理建築士講習修了証の	4_管理建築士講習修了	ル名は提出書類欄にある通
類	管	写し	証.pdf	りとしてください。)
	理	①建築士免許証(建築士免許	構造設計または設備設計	
	建	証明書)の写し	一級建築士の場合も同様	
	築	②専任証明書	退職証明書等の写し等「ホ	
	±		ームページの登録申請書等	
			の <u>作成の手引き</u> 」 参照	

建築士事務所の名称又は開設者氏名に外字等が含まれる場合は、外字等に関する書類を提出する必要があります。「<u>15</u> <u>外字等への対応について</u>」をご参照ください。

### 5.2 登録手数料の納付

本システムにて、建築士事務所の新規登録申請を行うのに先立ち、以下の口座まで登録手数料を振込いただき、振込明細票・利用控等の入金が確認できる書類をご用意ください。

○登録手数料 令和7年4月1日受付分より改定

一級建築士事務所 22,000円
 二級・木造建築士事務所 20,000円
 〇銀行口座 京葉銀行 本町支店 口座番号 普通 2063111

口座名 公益社団法人千葉県建築士事務所協会

# 5.3 「登録事務所情報」の入力

以下の内容に従って、「登録事務所情報」を入力し、画面右下の「次へ」をクリック。

建築士事務所 登録受付システム	0		0000事務所 00 00
トップページ     ホックページ     ホックページ     ホック・ション     ホック     ホック		事務所新規登録 / ホーム 、 事務所新規	大臣出
查錄中編手號 a		ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提 生した場合には、機関までお問い合わせください。*印は入力必須です。	出」に戻すことができ、 修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発
<ul> <li>         ○ 事務所更新登録      </li> <li>         ● 事務所変更届      </li> </ul>		1 登録事務所情報 > 2 申請者情報 > 3 法人の役員	4         管理建築士         5         所屋建築士         6         提出書類
▼ 事務所廃業届		1 ● ● ● ← 級 ○ 二級 ○ 木造	
■ 業務報告		2 *専務所2約フリカナ 0000ジムショ	*事務所名称 ○○○○事務所
各種設定		4 *  *  *  *  *  *  *  *  *  *  *  *  *	*電話番号 012-3456-7890
<ul> <li>マイページ</li> <li>③ 基本情報設定</li> </ul>		6 *==#预所附在地 0000	事務所所在地ビル名等 神楽坂1丁目ビル4階
山 ログアウト		←前へ	$x \rightarrow$

	入力項目についての詳	細説明	
1	事務所資格区分	: 該当する事務所資格区分を選択肢より選択。	
2	事務所名称フリガナ	: 事務所名称のフリガナを全角カタカナで入力。	
3	事務所名称	: 新規利用者登録をした際に入力した事務所名称が反映されます。	
		変更したい場合のみ修正してください	
4	事務所所在地郵便番号	: 半角数字及びハイフンにて事務所所在地郵便番号を入力。	
		(例)123-4567 郵便番号を入力することで、	
		事務所所在地欄に自動で住所が表示されます。	
5	電話番号	: 半角数字及びハイフンにて電話番号を入力。新規利用者登録をした際に	
		入力した電話番号が反映されます。変更したい場合のみ修正してください	'o
		(例)012-3456-7890	
6	事務所所在地	: 新規利用者登録をした際に入力した事務所住所が反映されます。	
		変更したい場合のみ修正してください。	
$\bigcirc$	事務所所在地ビル名称	等: 事務所所在地にビル名称等がある場合は入力。⑥の欄にビル名称等が	
		入力されている場合には、こちらに入力し直してください。	

### 注①~⑥必須入力項目

# 5.4「申請者情報」の入力

以下の内容に従って、「申請者情報」を入力し、画面右下の「次へ」をクリック。

	1 登録事務所情報 >	2 申請者情報 > 3 法人の役員 > 4 (	管理建築士 > 5 所屈建築士 > 6 提出書類
	1 *個人法人区分	● 個人 ○ 法人	
個	2 *申請者フリガナ (姓)	3 •申請者フリガナ (名)	
入 の	00	00	
·//	4 *申請者氏名 (姓)	5 *申請者氏名 (名)	
场へ	00	00	
百	生年月日 Anacas/mmm /dd	8 *建築士の資格区分 ● 一級 ○ 二級 ○ 木造 ○ なし	9 *電話番号
			03-1234-5078
	10 動使留号 123-4567	*住所 注:個人の自宅住所(住民票の住所)る	を入力してくたさい
	← 前へ		$\left[ \begin{array}{c} \not x \land \rightarrow \end{array} \right]$

		登録事務所情報 > 2 申請者情報 > 3 法人の役員 > 4 管理建築士 > 5 所屋建築士 > 6 提出書類	
	1	圓人法人区分 ○ 個人 ● 法人	
法	12	まん名称フリガナ	
へ の	13	よ人名称 (法人商号) 注:登記上の法人商号を入力してください     株式会社〇〇	
· 马 合	14	在地鄙硬番号 16 *電話番号 123-4567 0312345678	
	15	府在地 注:登記上の本信所在地を入力してください (※代表者自宅住所ではありません) 00000	
		- 前へ 次へ →	

# 入力項目についての詳細説明

1	個人法人区分	:	該当する個人法人区分を選択肢より選択。以下項目は、選択した区分
			に該当する項目のみ入力。
2	申請者フリガナ(姓)	:	「個人」選択時のみ入力。申請者氏名(姓)のフリガナを全角カタカナで入力。
3	申請者フリガナ(名)	:	「個人」選択時のみ。申請者氏名(名)のフリガナを全角カタカナで入力。
4	申請者氏名(姓)	:	「個人」選択時のみ。申請者氏名(姓)を入力。
5	申請者氏名(名)	:	「個人」選択時のみ。申請者氏名(名)を入力。
6	性別	:	「個人」選択時のみ。該当する性別を選択肢より選択。
$\bigcirc$	生年月日	:	「個人」選択時のみ入力できます。生年月日をカレンダー機能より入力。
8	建築士の資格区分	:	「個人」選択時のみ。該当する建築士の資格区分を選択。
9	電話番号	:	「個人」選択時のみ 。半角数字及びハイフンにて入力 。
			(例)012-3456-7890
10	郵便番号	:	「個人」選択時のみ 。半角数字及びハイフンにて郵便番号を入力。
			(例)123-4567
			郵便番号を入力することで自動的に住所表示がされます。
1	住所	:	「個人」選択時のみ 。個人の自宅住所(住民票の住所)を入力。
12	法人名称フリガナ	:	「法人」選択時のみ。法人名称のフリガナを全角カタカナで入力。
13	法人名称(法人商号)	:	「法人」選択時のみ。法人名称(法人商号)を入力。
14)	所在地郵便番号	:	「法人」選択時のみ。半角数字及びハイフンにて入力。
			(例)123-4567
			郵便番号を入力することで自動的に住所表示がされます。
15	所在地	:	「法人」選択時のみ。登記上の本店所在地を入力。
			(※代表者(申請者)自宅住所ではありません)
16	電話番号	:	「法人」選択時のみ。半角数字及びハイフンにて電話番号を入力。
			例)012-3456-7890

公司追加

# 5.5 「法人の役員」の入力(CSV データの取り込み)

以下の内容に従って、「法人の役員」を入力(CSV データの取り込み)し、画面右下の「次へ」をクリック。 なお、「法人の役員」数の制限はありません。

建築士事務所 登録受付システム	0						000	事務所 00 💽
<ul> <li>▲ トップページ</li> <li>              登録申請手続き      </li> <li>             事務所新規登録         </li> </ul>	<b>引</b> ス 生	る務所新規登 テータスが「未開封」 した場合には、機関	録│ホーム > 事務所新規 」の場合のみ、「内容修正」 までお問い合わせください。	見 をクリックすることで情報を   *印は入力必須です。	「未提出」に戻すこ	とができ、 修正することた	(末間) 「可能となります。「開	封」になった後に修正が
<ul> <li>事務所更新登録</li> <li>事務所変更届</li> </ul>		1 登録事務所	情報 > 2 申請者	情報 > 3 法人の	<b>役員 〉</b> 4	管理建築士	5 所屋建築士	6 提出書類
× 事務所廃業届					A	В	С	D
年次作業		5 ~~	件表示	検索:		役員CSV 取込	CSVダウン □−ド	役員追加
業務報告		NO.	氏名	生年月日	性別	役職	代表者	編集
各種設定		1	フリガナ フリガナ A A	昭和45年 <b>1970/01/01</b>	男	取締役		:
९ マイページ		2	フリガナ フリガナ B B	昭和46年 <b>1971/01/01</b>	男	代表取締役社長	• 🖪	:
③ 基本情報設定 小 ログアウト		3	フリガナ フリガナ C C	昭和47年 <b>1972/01/01</b>	女	取締役		:
			3件中 1 カ	ら 3 まで表示				
		← 前へ						次へ →

🚯 法人の役員の入力画面には検索ウインドウがあります。氏名またはフリガナで検索できます。

■ 後述の CSV インポート仕様より作成したデータを取り込むことができます。

C 入力した情報を CSV に反映しダウンロードすることができます。

	Α	В	С	D	E	F	G	Н	Ι
1 7.	リガナ(姓)	フリガナ(名)	氏名(姓)	氏名(名)	旧姓	性別	生年月日	役職	代表者
2 7!	リガナ	フリガナ	A	A		男	1970/1/1	取締役	0
3 7.	リガナ	フリガナ	В	В		男	1971/1/1	代表取締役	1
4 7!	リガナ	フリガナ	С	С		女	1972/1/1	取締役	0

個別に役員を追加する際は、役員追加をクリックすると、以下の入力画面が表示されます。 入力後に「追加」をクリックすると、上図の画面に法人役員を追加できます。

🕑 代表者にチェックします。この項目は必須です。

# 入力項目についての詳細説明

役員名簿の項参照)

	人力項目についての計軸説明	БСУКАЕЛИ
1	フリガナ(姓): 必須入力項目です。法人役員の氏名(姓)のフリガナをカタカナで入	*フリガナ (姓)
	カレます。	
$\bigcirc$	つしガナ(名) ・ 必須入力項日です 注人役員の氏名(名)のつしガナをカタカナで入	×7   X-1
		*氏名 (姓)
	りします。	姓
3	氏名(姓): 必須入力項目です。法人役員の氏名(姓)を入力します。	*氏名 (名)
4	氏名(名): 必須入力項目です。法人役員の氏名(名)を入力します。	名
5	性別 : 必須入力項目です。該当する法人役員の性別を選択肢より	*性別
	選択します。	*##88
6	◆ 「「「「」」「「」」「」」「」」「」」「「」」「」」「」」「」」「」」「」」「	yyyy/mm/dd
U		*役職
$\mathbb{Q}$	役職 :当機関では 登記され こいる 役員の 商法上の 役名 し 代表 取締役、 取締役、 支配人、	その他役職詳細
	理事(監査役除く)〕等を記入して下さい。従って、社内役職名(会長、専務、常務)等は	
	不要です。(ホームページより建築士事務所登録関係から作成の手引き 12 ページ④	追加キャンセル

CSV ファイルを利用して法人の役員名簿を一度にインポートする方法について

● 入力ファイル及び入力例は「トップページ」よりダウンロード可能です。

11ページの「トップページ」上図の下記参照

【法人の役員】のCSVの仕様および入力例については こちら からダウンロード可能です(エクセル形式)。
 【法人の役員】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。
 エクセル形式は こちら (保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。)
 CSV形式は こちら

法人の役員名簿は、予め用意した CSV ファイルにて一度にインポートすることが可能です。
 手順は以下のとおりです。

「トップページ」の「一括取り込み用 CSV に関して」から、CSV の仕様および入力例 「入力例 \_\_yakuin.xlsx」及 び入力ファイル「yakuin.xlsx」または「yakuin.csv」をダウンロード。

CSV の仕様および入力方法は「入力例\_yakuin.xlsx」を参考にして、投入する CSV を作成。 ダウンロードした「yakuin.xlsx」または「yakuin.csv」に直接入力して、上書き保存したファイル (※エクセルファイルを利用した場合には、必ず CSV 形式で保存)でも投入可能です。 ファイル名称は、任意の半角英数字に変更可能です。

[事務所新規登録(法人の役員)CSV フォーマット仕様]

No.	項目名	必須	備考	例	【内容】
1	フリガナ(姓)	0	全角カタカナ	ヤマダ	リスト_6.性
2	フリガナ(名)	0	全角カタカナ	タロウ	万リ
3	氏名(姓)	0		山田	
4	氏名(名)	0		太郎	
			更新登録時のみ入力可能		
5	旧姓		※新規登録の場合、旧姓欄は空欄としてください。	佐藤	
			新規登録時に入力がある場合エラーが表示されます。		
6	性別	0	内容は下のリスト_6参照	男	
7	生年月日	E年月日 〇	西暦で入力	2000/12/25	
			例)令和4年1月10日→2022/1/10	2000/12/25	
8	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		内容は下のリスト_8参照。内容に記載以外の役職も入	代表取締役	
			力可能	1 12242/0012	
a	(代表老(由詩老)		代表者に「1」を入力する。	1	
			代表者は1名のみ設定可能。	I I	
No.	内容				
1					
2	女				

#### リスト\_8.役職

No.	内容	No.	内容	No.	内容
1	代表取締役	9	取締役社長	17	会長
2	代表取締役社長	10	取締役支店長	18	支店長
3	代表取締役会長	11	取締役常務執行役員	19	支配人
4	代表取締役副社長	12	取締役上席執行役員	20	監事
5	無限責任社員	13	専務取締役		
6	代表社員	14	常務取締役		
7	代表理事	15	理事長		
8	取締役	16	理事		

※ 1~20 に役職が記載されていますが当機関では登記されている役員の商法上の役名〔代表取締役、取締役、 支配人、理事(監査役除く)〕等を記入して下さい。社内役職名(会長、社長、専務、常務)等は不要です。

ホームページより建築士事務所登録関係から作成の手引き 12 ページ④役員名簿の項参照) ※ 同一の方を重複して登録することはできません。氏名及び生年月日が同一となるデータが複数ある 場合は、その旨が表示されますため、内容をご確認下さい。

### 5.6「管理建築士」の入力

以下の内容に従って、「管理建築士」を入力し、画面右下の「次へ」をクリック。

建築士事務所  ② 登録受付システム		0000事務所 00 000
トップページ 登録申請手続き	事務所新規登録   ホーム > 事務所新規	(大変)
▶ 事務所新規登録 ○ 事務所新規登録	した場合には、機関までお問い合わせください。*印は入力必須です。	
● 事務所変更届	1     登録事務所情報     2     申請者情報     3     法人の役員       2     申請者情報     3     法人の役員	→ 會理建築士 → 5 所屬建築士 → 6 提出書類
≥ 事務所廃業局	*7リカナ	*B
年次作業	- 管理連築士の連築士資格区分 4	20000 建築士登録を受けた都道府県
5		00:大臣 7
<ul> <li>各種設定</li> <li>Q</li> <li>Q&lt;</li></ul>	*智道建筑上登绿于登绿景号 123456 9	構造設計—
③ 基本情報設定	<ul> <li>管理遵禁主購習修了年月日 注:違禁士定期調習の受護ではありません。 貫習修了証にある「修了年月日」</li> </ul>	- 管理建築主導習修了番号
<b>ひ</b> ログアウト	(平成12年) 2000/01/01 ← 前へ	x∧ →

#### 入力項目についての詳細説明

- ① フリガナ
- ② 氏名

: 管理建築士氏名のフリガナを全角カタカナで入力。

: 管理建築士氏名を入力。新規利用者登録をした際に入力した 管理建築士氏名が反映されます。変更したい場合のみ修正を して下さい。

#### 建築士事務所登録受付システム 操作説明書

(3)	管理建築十の建築十資格区分	: 管理建築十の建築十資格区分を選択肢より選択。新規利用者
•		
		登録をした際に人力した管埋建築士の建築士資格区分が反映
		されます。変更したい場合のみ修正してください。
4	管理建築士の建築士登録を受けた	-都道府県 : 建築士登録を受けた都道府県を選択肢より選択。
5	管理建築士の建築士登録番号	: 建築士登録番号を入力。新規利用者登録をした際に入力した
		管理建築士の建築士登録番号が反映されます。
		変更したい場合のみ修正してください。
6	構造設計一級建築士証交付番号	: 交付を受けている場合のみ入力する項目です。
		構造設計一級建築士証交付番号を入力。
$\bigcirc$	設備設計一級建築士証交付番号	: 交付を受けている場合のみ入力する項目です。
		設備設計一級建築士証交付番号を入力。
8	管理建築士講習修了年月日	: 管理建築士講習修了年月日をカレンダー機能より入力。
		注:建築士定期講習の受講ではありません。
9	管理建築士講習修了番号	: 管理建築士講習修了番号を入力。

5.7「所属建築士」の入力(CSV データの取り込み)

以下の内容に従って、「所属建築士」を入力(CSV データの一括取り込み可能)し、画面右下の「次へ」をクリック。なお、「所 属建築士」数の制限はありません。

建築士事務所 登録受付システム	0								000事務所 00 0
		事務所新規	現登録   ホー	-ム > 事務所新規	l			未提出	
登録申請手続き		ステータスが「	未開封」の場合のる	5、「内容修正」を	シリックすること	とで情報を「未提」	出」 に戻すことがて	き、修正することが可能となり	ます。「開封」になった後に修正が発
▶ 事務所新規登録		生した場合には、	機関までお問いる	おわせください。     *     *     *     *     *	印は入力必須です	t.			
○ 事務所更新登録									
事務所変更届		1 登録	事務所情報 >	2 申請者	情報 > 3	法人の役員	> 4 ∉	管理建築士 > 5 所属3	<b>韭築士 〉</b> 6 提出書類
☑ 事務所廃業届								BC	D
年次作業			う 🗸 件表示		検索:			建築士 CSV取込 ロード	2 建築
業務報告									
		NO.	建築士 氏名	氏名フリ ガナ	建築士 区分	登録を受け た都道府県	建築土登録 番号	構造設計一級 設 建築土証交付番号 建:	爾設計一級 編集 築士証交付番号
各種設定		1	А	I-	一級	大臣	1234		1
<b>A</b> マイページ							5		
基本情報設定		2	в	Ľ–	二級	東京都	2345 6		1
山 ログアウト		3	с	シー	木造	千葉県	3456 7		i
				3件中 1 か	ら 3 まで表示				

所属建築士の入力画面には検索ウインドウがあります。氏名、フリガナまたは建築士登録番号で、検索することができます。

● 後述の CSV インポート仕様より作成したデータを取り込むことができます。

○ 入力した情報を CSV に反映しダウンロードすることができます。

	Α	В	С	D	E	F	G
1	フリガナ	氏名	建築士区分	建築士登録番号	登録を受けた都道府県	構造設計一級建築士証交付番号	設備設計一級建築士証交付番号
2	I-	A	一級	12345			
3	ビー	В	二級	23456	東京都		
4	シー	С	木造	34567	千葉県		

個別に建築士を追加する際は、建築士追加をクリックすると、以下の入力画面が表示されます。入力後に「追加」ボタン をクリックすると、上図の画面に建築士を追加できます。

. í			
1	フリガナ	: 建築士氏名のフリガナを全	建築士追加 ※管理建築士を除く ※ 1 *フリガナ
2 3 4 5	氏名 建築士区分 建築士登録番号 登録を受けた都道府県	角カタカナで入力。 : 建築士氏名を入力。 : 建築士区分を選択。 : 建築士登録番号を入力。 : 登録を受けた都道府県を	2 *氏名 3 *建築士区分
6	構造設計一級建築証交付番号	選択。 : 交付を受けている場合のみ。 構造設計一級建築士証交付 番号を入力。	<ul> <li>4 *建築士登録番号</li> <li>5 *登録を受けた都道府県</li> </ul>
Ø	設備設計一級建築士証交付番号	会:交付を受けている場合の み。設備設計一級建築士 証交付番号を入力。	6     構造設計一級違築士証交付番号       7     設備設計一級違築士証交付番号
			追加 キャンセル

CSV ファイルを利用して所属建築士名簿を一括でインポートする方法について

入力ファイル及び入力例は「トップページ」よりダウンロード可能です。
 11ページの「トップページ」上図下記参照

入力項目についての詳細説明

・【所属建築士】のCSVの仕様および入力例については こちら からダウンロード可能です(エクセル形式)。
 ・【所属建築士】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。

エクセル形式は こちら (保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。) CSV形式は こちら

所属建築士名簿は、予め用意した CSV ファイルにて一度にインポートすることが可能です。
 手順は以下のとおりです。

「トップページ」の「一括取り込み用 CSV に関して」から、CSV の仕様および入力例「入力例 \_kenchikushi.xlsx」及び入力ファイル「kenchikushi.xlsx」または「kenchikushi.csv」をダウン ロード。

CSV の仕様および入力方法は「入力例\_kenchikushi.xlsx」を参考にして、投入する CSV を作成。

ダウンロードした「kenchikushi.xlsx」または「kenchikushi.csv」に直接入力して、上書き保存した ファイル (※エクセルファイルを利用した場合には、必ず CSV 形式で保存)でも投入可能です。

ファイル名称は、任意の半角英数字に変更可能です。

#### [事務所新規登録(所属建築士)CSV フォーマット仕様]

No.	項目名	必須	備考	例		
1		0	全角カタカナ			
I		0	※姓名間の空白の有無は自由			
2	氏名	0	※姓名間の空白の有無は自由	山田 太郎		
3	建築士区分	0	内容は下のリスト_3 参照	一級		
л	建筑十类结束中	$\circ$	全角	(人) 笠 1004 - 日		
4	· 廷栄二豆球曲亏	0	※記号、第、号も含めて記載が必要	(1)第12345 万		
Б	登録を受けた報道府国	泉を受けた教道府 週 の 内容は次頁のリスト_5 参照		市台		
5	豆球を文けた即道的宗	U	※建築士区分が一級の場合は空白	米示		
6	構造設計一級建築士証交付		資格保有者のみ記載			
0	番号		全角 ※第、号は記載しなくても良い			
7	設備設計一級建築士証交付		資格保有者のみ記載	4455		
7	番号		全角 ※第、号は記載しなくても良い	4455		

#### 【内容】

### リスト\_3.建築士区分

No.	内容
1	一級
2	二級
3	木造

### リスト\_5.登録を受けた都道府県

No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容
01	北海道	11	埼玉	21	岐阜	31	鳥取	41	佐賀
02	青森	12	千葉	22	静岡	32	島根	42	長崎
03	岩手	13	東京	23	愛知	33	岡山	43	熊本
04	宮城	14	神奈川	24	三重	34	広島	44	大分
05	秋田	15	新潟	25	滋賀	35	山口	45	宮崎
06	山形	16	富山	26	京都	36	徳島	46	鹿児島
07	福島	17	石川	27	大阪	37	香川	47	沖縄
08	茨城	18	福井	28	兵庫	38	愛媛		
09	栃木	19	山梨	29	奈良	39	高知		
10	群馬	20	長野	30	和歌山	40	福岡	]	

※同一の方を重複して登録することはできません。建築士区分、登録を受けた都道府県及び建築士登録 番号が同一となるデータが複数ある場合は、その旨が表示されますため、内容をご確認下さい。

### 5.8「提出書類」のアップロード

以下の内容に従って、「提出書類」をアップロードし、画面右下の「登録申請」をクリック。

※各種提出書類は PDF ファイル又は ZIP ファイルにて提出。

アップロードできるファイル容量の上限は、PDF の場合10MB、ZIPファイルの場合100MBです。 PDF ファイルや ZIP ファイルの作成方法がわからない場合には、「<u>13 紙/電子書類についての補足</u>」を ご参照ください。

建築士事務所  ③ 登録受付システム	000事務所 00 0
	事務所新規登録 / ホーム > 事務所新規 (2010)
登録申請手続き 東森所新規登録	ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機関までお問い合わせください。*印は入力必須です。
€ 事務所更新登録	
<ul> <li>事務所変更届</li> <li>事務所廃業届</li> </ul>	
年次作業	1. 吨位吉 (安禄中庸省) アップロード 創除 1. 略歴書 (登録申請者).pdf
業務報告	2. 略歴書(管理建築士) アップロード 削除 2. 略歴書(管理建築士).pdf
各種設定	3. 誓約書 (登録申請者)
④ 基本情報設定	アップロード     削除     3. 哲約書(登録申請者).pdf       4. 管理建築主講習修了証
山 ログアウト	<b>アップロード</b> 削除 4. 管理建築士講習修了証.pdf
	5. 定款 アップロード 削除 5. 定款.pdf
	6. 登記事項証明書
	アップロード     削除     6. 登記争項証明書.pdf       7. その他の書類
	アップロード 創除 7. その他の書類にp (その他の書類は、選当なフォルダに各書類ごとにPDF(あるいは指定の形式)化した全てのファイルを入れた後に、ZIP形式 (暗号化無)にて、フォルダごと圧縮したものをアップロードしてください。詳しくは操作説明書をご参照ください) アップロードするファイルのうち、紙原本をスキャナーで読み取りをして作成するファイルは、そのファイルの内容が、 紙原本と同一であることを確認の上、アップロードしてください。
	● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

「アップロード」ボタンをクリックし、提出書類のファイルを本システムにアップロード。 ※「定款」及び「登記事項証明書」は、申請者の区分が「法人」の場合のみ、表示されます。

提出書類は PDF ファイル又は ZIP ファイルにてアップロード。各提出書類のファイル形式とファイル名は、「 <u>5.1 新規の</u> 登録申請の必要書類等」を参照してください。

「削除」をクリックすると、本システムにアップロードしたファイルを削除。

これで事務所新規登録の準備は完了です。画面右下の「登録申請」ボタンをクリックして登録機関に「申請」します。

### 5.9 申請後の内容確認、修正等について

建築士事務所新規登録内容を全て入力、提出書類をアップロードした後に「登録申請」をクリックすると、画面は申請内容 を表示。

画面上、申請情報を申請した日時が画面上部に表示されます。その右側に、「登録申請」した申請が今現在どの様な状況に あるのか、ステータスが表示されています。

ステータスの種類と、状態については「<u>6新規登録申請のステータスについて</u>」を参照してください。

ステータスが「未開封」である間は、「内容修正」をクリックすることでステータスを「未提出」に戻すことが可能です。内容の 修正が必要な場合は、ステータスを「未提出」に戻した上で、申請内容を修正してください。修正をした場合は、必ず再度最 後のページの「登録申請」ボタンをクリック。



# 5.10 補正依頼・質疑応答について

質疑応答は、「新規登録申請」の申請画面上部にある、「補正・質疑応答」ボタンをクリックし、質疑を記載してください。申 請等の書類に不備等があった場合における指摘事項につきましてもこちらに届きます。

詳しくは「<u>7 補正・質疑応答機能について</u>」をご参照ください。

事務所新規登録 / ホーム > 事務所新規	申請日時: 20 10:52:17	22-05-24 未開	補正・質疑の容修正
ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックする 合には、機関までお問い合わせください。*印は入力必須です。	5ことで情報を「未提出」に戻すことができ、	修正することが可能となります。	「開封」になった後に修正が発生した場
登録事務所情報 申請者情報 法人の役員 管理課	袋士 所属建築士 提出書類		

5.11 確認メールの自動送信

建築士事務所新規登録内容を全て入力、提出書類をアップロードした後に「登録申請」をクリックすると、その<u>事務所に登</u> 録してある全ての管理者、利用者の登録メールアドレス宛に、確認メールが届きます。

5.12 副本のダウンロード

登録後、申請書副本の原本(A4版)に証印を押印しお送り致しますので、返却用封筒(切手貼付、返却先明記)をお送り下さい。 郵送後に押印済副本の PDF をアップロードしステータスを登録済に変更いたします。

ステータスが「登録済」とされた時点で画面上に「交付書類」というタブが生成され、1.副本(本システムにて入力された申 請書)と 2.副本 (押印済み副本)貴事務所名の PDF がダウンロードできるようになります。

建築士事務所 ③ 登録受付システム ③	0000 \$\$\$\$75 00 00
<ul> <li>第時台湾主任6</li> <li>(1) レネンソーン</li> </ul>	事務所更新登録   ホーム > 単版5 新典 単識目時: 2022-05-23 (222) (1025-25)
(1000000000)	ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容物正」をクリックすることで情報を「未満出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった際に非正が発生した場合には、報知までお助い合わせください、*日は入力必須です。
<ul> <li>○ 非然所变好会球</li> <li>● 非然所说史出</li> <li>● 非然所说说出</li> </ul>	

# 6 新規登録申請のステータスについて

本システムでは、新規登録申請が現在どのような状態にあるか、「ステータス」管理を行っています。

ステータスの種類と、状態についての詳細は以下のとおりです。

ステータス	申請がどのような状態にあるか	   申請の編集の可否
未提出	新規登録申請の作成中	0
未開封	新規登録申請を提出後、登録機関側で各書類の受領の準備をして いる状態 「内容修正」をクリックすることでステータスを「未提出」に戻すこと が可能です	× ※未提出のステータスに 戻すことが可能
開封	新規登録申請を提出後、登録機関側で各書類の到達が確認できた 状態 このステータス以降は「未提出」に戻すことができません	×
審査準備中	審査を行う準備及び順番待ちの状態	×
審査中	登録機関側で各書類の不備等のチェックを実行中	×
差し戻し	申請等内容に不備があり、差し戻された状態 登録機関からの修正等指示に従い、書類の修正をしてください	0
再提出未開封	<ul> <li>新規登録申請を再提出後、登録機関側で再提出された申請等書類の受領の準備をしている状態</li> <li>「内容修正」をクリックすることでステータスを「差し戻し」に戻すことが可能です</li> <li>再提出書類についても各書類の到達が確認できましたら開封⇒審査準備中⇒審査中という流れで審査が行われ、ステータスが変化していきます</li> </ul>	X ※差し戻しのステータスに 戻すことが可能
登録済	新規登録申請の登録等が完了した状態	×

各申請における「審査」と、各届出・業務報告における「書類の不備チェック」は法令上の意味が異なりますが、本システム では便宜上、「審査」という表記に統一しています。

# 7 補正依頼・質疑応答機能について

本システムには、補正依頼・質疑応答機能があります。

補正・質疑機能は、事務所内共通の機能で、事務所内、全ての利用登録者において質疑が可能で、質疑内容は全て共有されます。

各申請において質疑がある場合には、こちらからメッセージを送ります。

各申請において「差し戻し」となった場合には、登録機関側から、補正依頼として不備内容についての詳細が届きます。 それぞれ、登録機関側より新規のメッセージが届いた際には、

- ① 新規のメッセージが届いた旨のお知らせメールが届きます。
- ② 本システムにログイン後のトップページ(インフォメーション欄)にその旨が表示されます。



<u>補正・質疑応答機能は、やり取りの経緯が一目でわかることを目的としています。</u>会話のようなやり取りをすることを目的 としたものではなく、簡易的なメール機能に近いものになります。メッセージごとにお知らせのメールが届きますので、可 能な限り質疑応答は一つのメッセージに集約するようお願い致します。



# 8 マイページについて

マイページでは、本システムに登録されたユーザー本人の情報を閲覧・更新できます。

建築士事務所 登録受付システム	0		00建築土事務所 00
hップページ		マイページ	
登録申請手続き			
事務所新規登録	1	アカウント情報	
₽ 事務所更新登録		氏名とメールアドレスを更新する。	
事務所変更届		氏名	メールアドレス ※更新された場合はこのアドレスに受信確認メールが送信されます。
□ 事務所廃業届		00	000@0000
			更新
年次作業			
當業務報告		a ment	
	2	パスワード更新	
各種設定		長くてランダムなパスワードを設定してください。	
A イイページ		現在のパスワード	
(3) 基本情報設定	_		
() ログアウト		新しいパスワード	
-			
		パスワード(確認用)	
			更新

 アカウント情報:現在登録されているユーザーの氏名、メールアドレスが表示されます。変更をされる場合はそれぞ れ上書きの上、「更新」をクリック。

※<u>メールアドレスを更新すると、システムが自動的にログアウトされます。また、更新後のメールアドレスにパスワー</u>ド再設定案内メールが届きますので、そちらからシステムにログインしてください。

②パスワード更新 : 本システムのログインパスワードを更新される場合は、現在のパスワード、新しいパスワード、パスワード(確認用)を入力の上、「更新」ボタンをクリックします。

# 9 基本情報設定について

本システムの事務所に関する設定情報並びに、利用者の閲覧・追加・削除を行うことができます。 【注意】 事務所情報に変更が生じた際に、<u>当該設定情報を変更するだけでは登録機関に変更届を提出したことにはなりま</u> せん。変更が生じた場合には、「変更届」を必ず提出してください

### 9.1 「基本情報設定」の変更と「利用者」の追加について

情報の編集、ユーザーの編集は管理者権限を付与されたユーザーのみ可能です。以下、管理者画面の説明です。



#### 各項目についての詳細説明

① ~ ①の事務所の「設定情報」は、システム利用開始後、<u>最初</u>の新規登録/更新登録/変更届のいずれかの<u>登録が完了</u>
 した時点で編集が不可となります(更新ボタンも非表示)。初回の登録完了までは、①の登録都道府県、②の個人法人
 区分を除き、変更が可能です。変更がありましたら、内容を変更の上、「更新」ボタンをクリックしてください。編集が不可となった後は、変更届や更新申請にて該当の項目の情報が更新された際に自動的に反映します。

以下は、システムの初回手続き後、最新情報が反映され、編集不可となった基本情報設定画面となります。

設定情報		
組織情報と管理者		
管理者		
00 00 00 00000		
登録都道府県	個人法人区分	李强听名称
00:00県	法人	000建築士事務所
事務所区分	事務所登録番号	事務所住所
1:一級 ~	更新0730-2	東京都〇〇区〇〇
事務所登録年月日	電話番号	▼1895はん489 *区分が法人の場合のみ表示されます
(令和6年) 2024年07月04日	03-1111-2222	株式会社 000
管理建築士の建築士資格区分	管理建築士の建築士登録番号	管理建築士氏名
1:一級 ~	999000	建築 A

なお、編集が不可となった後に誤記等による修正が必要な場合は、各機関までお問合せください。

12 現況登録情報反映依頼は、新規登録申請時には使用しません。 なお、本機能は、管理者のみならず全てのユーザーが操作可能です。

- ③ 事務所内で利用者を追加したい場合には、こちらに氏名、メールアドレスを追加し「追加」ボタンをクリックすることで、 新規に登録したメールアドレス宛に利用案内のメールが自動配信されます。そのメールに従って、パスワードを設定す ることで、新たな利用者による利用が可能になります。

※行政書士による代理業務に関しての詳細は、別途「代理設定」操作説明書を参照願います。

●代理設定操作説明書(建築工事務所側)はこちら(	PDF) ※2023/9/8 Ver.1.03作成
行政書士等に業務の代理を依頼する場合には、予め	代理人のメールアドレスをご確認の上、以下に必要項目を入力の上、 追加ボタンを押下してください。
追加をクリックすると、行政書士等代理人側にて以 満 追加をクリックすることにより 以下の警察を	トで選択した業務の操作か可能となります。 季年したこととします。事前に季年社を準備頂く等、双方同會のトー 以下の操作を実行して下さい
尚、代理人として追加できるユーザーは、代理人ア	カウントを取得しているユーザーのみとなります。
①追加したい代理人のメールアドレスを入力してください。	
⑤追加したい代理人のメールアドレスを入力してください。           ○○○@○○○	
<ul> <li>◎追加したい代理人のメールアドレスを入力してください。</li> <li>○○○@○○○</li> <li>②委任業務を以下から選択してください。(複数通</li> </ul>	振可)
<ul> <li>③追加したい代理人のメールアドレスを入力してください。</li> <li>○○○@○○○</li> <li>③会任業務を以下から選択してください。(徳数選)</li> <li>⑦ 事務所新規登録</li> <li>② 事務所新規登録</li> <li>② 事務所新規登録</li> </ul>	択可)  務所変更届  一 専務所産業届  一 業務報告

19 13・四の操作にて追加した利用者の一覧です。利用者の登録状態によって、操作できる内容が異なります。

利用者					
A R	理A(testOO@OOOOOO)) 行政	改書士登録番号:第223345号	委任業務 : 🏠 • 💌 • 😫	委任業務変更	解除
<b>B</b> 利利	用者 A( test▲▲@OOOOOO )			管理者にする	削除
C 利 利	用者 B(test■■@OOOOOO)			メール未確認	削除

A 行政書士による代理人アカウントです。行政書士登録番号、委任業務が表示されます。

また、委任業務の変更や、委任の解除を操作できます。

※行政書士による代理業務に関しては、別途「代理設定」操作説明書を参照ください。

B 事務所利用者アカウントです。「管理者に変更する」ボタンを実行すると、管理者と利用者を入れ替えることができます(詳細は次項)。管理者に設定できるのは事務所内利用者のみとなります。行政書士による代理人アカウントは管理者に設定することはできません。

C 事務所利用者のうち、当該アカウントが受信したアカウント登録メールから初回ログインをしていない場合、「メール未確認」と表示されます。

**B** C 共に、「削除」ボタンより、利用者アカウントの削除ができます。

▶管理者と利用者の入れ替え方法

基本情報設定				
設定情報 組織情報と管理者 客課者				
□ <sup>□-Ψ-A</sup> 0000@0000			該当コ	ーザーの「管理者に
<sup>能结晶号</sup> 03-1234-5567	登録都通府県 90:EAZE2県 ∨	事務所住所 00県00市00	する」	ボタンをクリックし
<ul> <li></li></ul>	事務所区分 1:一級 ~	▶ 疼所登録為号 (○○)第123-456	ます。	
利用者				, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
□ ユ-ザ-B (▲▲▲@00000 )		●* <sup>***</sup> 管理者にする	)))除	
内容を確認後「変更」ボタンをな リックします。管理者が変更さ れ、元の管理者は管理者としての 操作が不可となります。		管理者変更 この利用者を管理者に変更すると、現管理者「ユーザーA 用者になります。よろしいですか? キャンセル	× しは普通の利 * * * * * * * * * * * * * * *	
基本情報設定				
設定情報				
<ul> <li>         · 組織情報と管理者         を埋着         空埋着         ユーザーB         ▲▲▲@00000         ●・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>			元利	用者が管理者に、 理者が利用者に入
NUS第号 03-1234-5567 NIST-234	登録郡道府県 90:EAZE2県 ∨ 事務時区分	事務所住所 〇〇県〇〇市〇〇 東広につきたまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	れ替	りりました。
770/11/17 00-級建築士事務所	1:	(OO)第123-456		
利用者 ユ ユーザーA ( 000@0000 )	222422 EPP.			

※利用者登録していない新たなユーザーを管理者に設定する場合の操作方法は「<u>10「管理者」と「利用者」について-</u> 「管理者」を変更する場合」をご参照ください。

### 10「管理者」と「利用者」について

建築士事務所が、新規利用者登録をした際に登録を行った人が、本システムの最初の「管理者」になります。「管理者」 が新規に登録したユーザーが「利用者」となります。

#### ▶ 「管理者」と「利用者」の違い

「管理者」と「利用者」は、メニュー上の「基本情報設定」ページの操作権限が異なります。 管理者:「新規登録申請」の提出ができるほか、「基本情報設定情報」の修正、変更が可能です。利用者の登録、削除が できるのが「管理者」となります。

利用者:「新規登録申請」の提出ができます。

#### 「管理者」を変更する場合

人事異動や退職等、「管理者」を変更する場合(利用者登録されていない方に変更する場合)には、画面左側メニューの「マイページ」より氏名とメールアドレスを変更してください。メールアドレスを変更した時点で、パスワードの再設 定メールが届きます。

新しい「管理者」は、届いたメールよりパスワードを設定してご利用ください。

利用者登録されている方を管理者にする場合は、「基本情報設定」の利用者一覧から該当の利用者欄の「管理者にする」ボタンをクリックすることで、「利用者」を「管理者」に変更することができます。

※管理者に設定できるのは事務所内ユーザーのみとなります。行政書士による代理アカウントは管理者に設定することはできません。

#### ▶ 「管理者」が必ず行うこと

「管理者」の最も重要な役割は、ユーザー(利用者)管理です。特に人事異動や退職等を理由に、本システムを<u>利用しな</u> <u>くなった「利用者」は、必ず削除する</u>ようにしてください。利用者が登録されたままの場合は、引き続き本システムにロ グインし、各機能の利用が可能な状況ですので、ご注意ください。

「利用者」の削除を失念等していた場合による、問題、トラブルについて、当機関はいかなる責任も負いません。

#### ▶ 「管理者」「利用者」のアカウントロックについて

ログイン失敗時等におけるユーザーのアカウントロックは設定していません。

# 11 ログアウトについて

トップページ左下④のログアウト又は右上の建築士事務所名アイコンよりログアウトをして下さい。 ログアウト後は、ログイン画面が表示されます。



本システムは、最後のアクセスから30分間操作をしないと、自動的にログアウトとなります。 お気に入りバーのダブの「×」で画面を閉じた場合も、一定時間で自動的にログアウトとなります。

# 12 申請のデータ保存期間について

利用者登録及び申請で入力した文字データの保存期限は、無期限です。 アップロードしたPDFファイル及び ZIP ファイルは、申請日から1年 3 ヶ月を超えた時点で削除される 可能性があります。必要なデータは必ずダウンロードし保存をお願いいたします。

# 13 紙/電子書類についての補足

#### 紙書類/Word/ Excel ファイルを PDF 化する方法 13.1

※提出書類としてアップロードできる PDF ファイルの最大容量は 10MB までです。

- **新新新**新新 コピー機(複合機)で保存するファイルの形式を「PDF」にし SCAN します。
- Word. Excel ファイル

① 該当のファイルの「ファイル」タブをクリックし、「名前を付けて保存」(保存場所は任意)。

②「ファイルの種類」を「PDF」に設定し「保存」。



# 13.2 フォルダを ZIP 化する

Word/Excel ファイルや PDF をフォルダに格納し Zip にする

※提出書類としてアップロードできる ZIP ファイルの最大容量は 100MB までです。

方法 1, デスクトップ上で右クリックして新規作成から圧縮(zip 形式)フォルダーをクリックすると "新しい圧縮された(ZIP)フォルダー.zip"が出来ます。



<mark>方法 2. デスクトップにフォルダを作成しファイルを入れフォルダを ZIP 化します。</mark> 該当のフォルダ上で右クリックし「送る」⇒「圧縮(zip 形式)フォルダ」を選択します。



"テスト"フォルダが "テスト.zip" になります。



# 14 外字等への対応について

事務所の名称と開設者氏名の文字の中にコンピュータ画面に表示されない文字(外字等)が含まれる場合、「14.2 外字 等記載用の様式」をアップロードいただく必要があります。

### 14.1 外字等を記載した書類の提出方法

アップロードする「その他の書類.zip」に、下記書類を「外字.pdf」として追加してください。

「外字.pdf」のサンプル(様式は次頁に掲載したものをご利用ください)

3)第3       ビジヅカトシゾウイッキュウケンチクシジムショ         玉塚歳三一級建築士事務所         3)第登録が個人の場合の申請者氏名)         7)ガナ       ビジヅカトシゾウ         玉塚歳三         7)ガナ         日、坂歳三         8)新登録が個人の場合の申請者氏名)         7)ガナ         ビジヅカトシゾウ         玉塚歳三		
フリガナ       ヒジヅカトシゾウイッキュウケンチクシジムショ         玉塚歳三一級建築士事務所 ガ所登録が個人の場合の中訪者氏名)          アリガナ       ヒジヅカトシゾウ 上塚歳          あ所登録が法人の場合の代表者の氏名)          アリガナ	非務所の名称)	
玉塚歳三一級建築士事務所 <sup> </sup>	フリガナ	ヒジヅカトシゾウイッキュウケンチクシジムショ
		土塚 歲三 一級建築士事務所
<ul> <li></li></ul>		
フリガナ     ヒジヅカ     トシゾウ       上塚歳三	「務所登録が個」	人の場合の申請者氏名)
<u> </u>		レマンバカ トマノゾウ
務所登録が法人の場合の代表者の氏名) フリガナ	7927	
務所登録が法人の場合の代表者の氏名) フリガナ	7927	玉塚 歳三
務所登録が法人の場合の代表者の氏名) フリガナ	)	土塚 歳三
務所登録が法人の場合の代表者の氏名) フリガナ	////	土塚 歳三
フリガナ		土塚 歳三
	- ソリカナ 	上塚 歲三
	ッリカナ 	上塚 歲三
	フリカナ 単務所登録が法、 フリガナ	上塚 歲三
	フリカナ 単務所登録が法。 フリガナ	上塚 歲三

# 14.2 <u>外字等記載用の様式</u>

コンピュータ画面に表示されない文字(JIS にない字形表示)対応表

# 建築士事務所用

(事務所の名称)

フリガナ		

#### (事務所登録が個人の場合の申請者氏名)

フリガナ				
Г				

#### (事務所登録が法人の場合の代表者の氏名)

フリガナ	

### 外字等が使われている名称又は氏名を、青色の枠内に記載してください。 外字等が使われていない項目は空欄のままとしてください。

お問合せ

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 Mail jm@chiba-jk.or.jp tel 043-205-4731 (対応時間:平日9:00~16:30)